

別 紙

北九州市 導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日本を代表する産業都市として発展してきた本市には、鉄鋼や化学などの素材産業、金属や機械などの加工組立産業を中心に、多様な技術の集積が進んでおり、製造業は大きな強みとなっている。こうした技術力を基盤に、近年は、環境・エネルギーなど様々な成長分野の産業クラスターの形成にも取り組んでおり、介護ロボットを活用した先端的介護システムの創造や、風力発電関連産業の総合拠点化等を目指している。

また「ものづくりのまち」といわれる本市においても、内需を中心とするサービス産業の比率は高まっており、少子高齢化社会に対応する生活関連サービスやまちのにぎわいを生む観光関連サービス等に対する需要は拡大している。

高齢化が進む大都市として、こうした需要に対応するサービス産業の振興に取組み、近年では「住みたいまち」としての評価を高めるとともに、地域へのインバウンド需要の取込みによるにぎわい創出等の成果につながっている。

一方、生産年齢人口の減少は全国と同様の傾向で、2010年に59万人であった生産年齢人口は、2015年55万人となり、2025年には50万人と更に減少する見込みである。さらに高齢化率は、2010年の約25%から、2025年には約33%まで高まるとみられており、今後、全国的な少子高齢化の進展による構造的な人手不足が本市の産業・雇用に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

令和3年度の本市の雇用動向調査においては「従業員が不足している」と回答した事業所は全体の53.4%にのぼり、前年度の調査(47.0%)より更に6.4ポイント上昇している。労働需要については、新型コロナウイルス感染症対策に起因した景気後退の影響により減退傾向にあったが、現在は回復傾向にあり、全業種・全職種において、市内企業の人手不足感が生じていると考えられる。

特に中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、従業員の高齢化や人手不足、設備の老朽化等により技術・技能の維持が難しくなり廃業を検討するケースもある。

今後、市内企業の生産性をさらに高めていかなければ、地域経済をけん引し、市民の生活の質を高め、都市のにぎわいを生む本市の産業活力を支えている多くの資源を将来的に失うことにもなりかねない。また、都市インフラを支えるメンテナンス関連産業が衰退すれば、本市の都市基盤の維持にも支障をきたす可能性もある。

本市はこれまで、人手不足への対応を喫緊の課題として、女性や若者、高齢者、海外の高度人材など、多様な人材の掘り起こしによる新たな働き手の確保や、ロボット、IoT、AIなどの新しい技術の導入促進等による労働生産性の向上を、産業政策の最重要課題としてスピード感をもって取り組んできた。

このような中、中小企業の設備投資に係る固定資産税の新たな特例が創設された

ことに伴い、国の支援策と一体となって市内企業を支援するため、本計画を策定する。

(2) 目標

市内の事業所の99%、雇用の約8割を占める中小企業・小規模事業者の人手不足への対応を促進するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に更新する等新たな設備投資により生産性の向上を図る中小企業を支援し、本市全体の生産性の向上を目標とする。

計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定件数の目標を120件とし、当該制度の活用促進を図る。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる区域は、中小事業者による幅広い取組を促すため、本市内におけるすべての地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種及び事業については、中小事業者による幅広い取組を促すため、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、令和5年6月8日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び産業経済分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協

調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮に関する事項

- ①人員の削減を目的とした取組については、計画認定の対象としない。
- ②設備導入に伴う新規雇用については、労働生産性の評価にあたって不利にならないよう適切な調整を行った上で評価する。

(2) 計画認定の対象としない事業

- ①北九州市税を滞納している者が計画する事業。
- ②暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者が計画する事業。
- ③公序良俗に反する事業
- ④市長が計画の認定を不適当と認める事業。

(3) その他

市は、導入促進基本計画の進捗状況の把握及び、中小企業者の先端設備等導入計画の進捗・実施状況の把握に必要な調査を実施する。先端設備等導入を実施しようとする中小事業者は当該調査に協力する。